

2004年10月25日

株式会社アビバジャパン 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 長 尾 治 助

連絡先 〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池

ビル東館6階 御池総合法律事務所

電 話 075-222-0011

FAX 075-222-0012

弁護士 長 野 浩 三（理事・事務局長）

申 入 書

当法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済、支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする、消費者、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士らで構成しているNPO法人です。当法人は貴社に対し下記のとおり申し入れます。

第1 申入れの趣旨

- 1, 貴社の経営に係る日本パソコン学院アビバが現在使用している継続的役務提供契約書を当法人まで提出されたい。
- 2, 契約締結に至る以前に消費者に契約書を交付し、消費者に契約条項につき検討の機会を与えるよう、改善を申し入れる。

第2 申入れの理由

- 1, 貴社の経営に係る日本パソコン学院アビバの講座を受講するに際し、受講者または受講希望者が支払った受講料について、一旦納入すれば理由の如何を問わず返却できない旨を定めた受講規定があるとすれば、消費者契約法第10条に違反する不当な条項です。

また特定商取引法第49条第2項および本年1月施行された特定商取引に関する法律施行令別表第5により、パソコン教室についても特定継続的役務提供の解約等があった場合の損害賠償額が制限されることとなり、中途解約した場合には支払った受講料等のうち所定の損害賠償額を上回る部分は返還されなければなりません。

当法人では継続的役務提供契約書において上記に違反する条項がないか調査しており、

貴社が現在使用している継続的役務提供契約書を当法人まで提出されるよう申し入れます。

2，事業者は供給する商品及び役務について消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供する責務があり（消費者基本法第2条），消費者契約の締結について勧誘をする際には，消費者の理解を深めるために，消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すべきです（消費者契約法第3条）。このため契約書は事前に消費者に交付され，消費者が内容を理解し十分な検討をしたうえで契約締結に至る必要があります。しかし貴社において契約書を事前に交付せず，契約時に初めて契約書を提示し，事務所内において締結に至っている事例が見られるため，契約締結に至る以前に消費者に契約書を交付し，消費者に契約条項につき検討の機会を与えるよう，改善を申し入れます。

3，本申入に対して貴社の対応等も含めて文書で回答されるようお願いします。

添付書類等

返送用封筒1通